

第53回定期総会 記念講演

6月21日(日) 15:10~

ホテルグローバルビュー浦和 (旧浦和ワシントンホテル)

来たる! 斎藤 幸平氏

東京大学大学院准教授・経済思想家



記念講演のお申込用紙は5月に議案書と同封してお送りする予定です。ぜひご参加ください。なお、斎藤氏は4月6日に、ベストセラー「人新世の『資本論』」の続編、「人新世の『黙示録』」を刊行されています。ぜひご覧ください。

2026年 診療報酬改定 改定の全容明らかに

新点数説明会で 内容把握と対策準備を

三月五日、厚生省より診療報酬改定の正式な告示・通知が出揃った。算定方法等が示され、全容が明らかとなった。点数の再編や要件変更に伴って、施設基準の届出直しが多く、改めて確認が必要である。医科歯科ともに大きな引き上げはなく、純粋に療養の給付の改善に充てられる財源はわずか〇・一〇%に過ぎない。日常診療での点数引き上げはごく僅かで、「プラス改定」を実感することは困難だ。

医療DXの新設加算は要件複雑で再届出必須に
従来の「医療情報取得加算」と「医療DX推進体制整備加算」が廃止・統合され、「電子的診療情報連携体制整備加算」が新設された(表参照)。

従来は「医療情報取得加算」は届出不要で算定できたが、新設の加算は施設基準を満たした上で「再届出が必須」となる点に、注意が必要だ。

特定疾患療養管理料に影響大
院内掲示が必須
医科の大きな変更点の一つが、特定疾患療養管理料等への施設基準の追加である。これまで生活習慣病管理料の要件であった「患者の状態に応じ、二十八日以上長期の投薬を行うこと、又はリフィル処方箋を交付すること」について、対応可能であることを保険医療機関

の見やすい場所に掲示する」という規定が、特定疾患指導管理料等(小児科外来診療料や皮膚科特定疾患指導管理料等も含む)にも拡大された(三面参照)。施設基準の届出は不要となっているものの、要件を満たさずに算定することはできないため、院内掲示の準備が求められる。ただし、リフィル処方や長期処方断すべきものであるため、焦らずに対応していただきたい。

その他、在宅時医学総合管理料などは施設基準の変更に伴い「再届出」が必要となる項目があるため、六月以降に算定する場合は「留意いただきたい」。(三面に続く)



発行所
埼玉県保険医協会
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和
4-2-2 アンリツビル 5F
電話 048(824)7130
FAX 048(824)7547
発行人 渡部義弘
購読料 1部 150円
会員の購読料は会費に含まれています。

主な記事

7面 論壇「2026年診療報酬改定を読み解く」・会員懇談会報告
5面 診療報酬改定情報(医科・歯科)
4面 保険証復活の取り組み、薬の追加負担の取り組み、後期高齢者資格確認書の取扱い
2面 改定書籍案内
新点数説明会・新点数二次説明会案内

表 医療DX推進体制整備加算等と電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準の比較

	旧点数		新点数			
	医療情報取得加算	医療DX推進体制整備加算1~6	電子的診療情報連携体制整備加算	医科1	医科2	医科3
ア	●	●	●	●	●	●
イ	●	●	●	●	●	●
ウ	●	●	●	●	●	●
エ		70 / 50 / 30		30以上		
オ		●	●	●	●	●
カ	①のみ	①②のみ	●	●	●	●
キ		(1,2,3のみ)	●	○	○	○
ク			●	○	○	○
ケ		(経過措置)	●	○	○	○

●は必須、○はいずれか1つを満たせばよい。 ※再診料及び外来診療料の電子的診療情報連携体制整備加算は、上記3の施設基準を満たせばよい

新点数説明会は 会場と動画配信で開催 ～最新情報は会場で～

- 説明会のテキストは4月15日頃までに、歯科会員、医科開業医会員にお届けしています。会場参加の際は、必ずご持参ください。
- テキスト発刊後に出された訂正通知や疑義解釈など会場では最新情報も交えて解説します。
- 5月8日(金)から動画配信を実施します。動画配信の申込みは4月30日(木)から協会ホームページより受け付けます。

※日程や会場などの詳細は7面をご参照ください。

〈歯科〉 歯初診の変更

歯初診の施設基準は、研修内容に「抗菌薬の適正使用」が追加された。既に歯初診を届け出ている場合、再届出は不要。四年に一回以上の研修受講が必要であるため、六歯を新製する場合はその

長期管理するほど マイナスになる 義歯管理

義管の算定単位が一口から一装置に変更される場合、点数は一四〇点に引き下げられた。複数の義歯を新製する場合はその

義管の算定単位が一口から一装置に変更される場合、多数歯欠損症例の管理を一定期間継続するとマイナスになる場合がある。(三面に続く)

〈医科〉 特定疾患療養管理料に影響大

院内掲示が必須
医科の大きな変更点の一つが、特定疾患療養管理料等への施設基準の追加である。これまで生活習慣病管理料の要件であった「患者の状態に応じ、二十八日以上長期の投薬を行うこと、又はリフィル処方箋を交付すること」について、対応可能であることを保険医療機関

の見やすい場所に掲示する」という規定が、特定疾患指導管理料等(小児科外来診療料や皮膚科特定疾患指導管理料等も含む)にも拡大された(三面参照)。施設基準の届出は不要となっているものの、要件を満たさずに算定することはできないため、院内掲示の準備が求められる。ただし、リフィル処方や長期処方断すべきものであるため、焦らずに対応していただきたい。

その他、在宅時医学総合管理料などは施設基準の変更に伴い「再届出」が必要となる項目があるため、六月以降に算定する場合は「留意いただきたい」。(三面に続く)

個別指導に弁護士が帯同できます